

山陽小野田市文化協会規約

第1章 総則

(名称)

第1条 この会は、山陽小野田市文化協会という。

(事務所)

第2条 この会は、事務局を山陽小野田市大字郡 1754 番地山陽小野田市文化会館内に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この会は、会員等の連携を通じて市民の文化芸術活動の活性化を図り、もって本市文化の振興と活力ある地域づくりに寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- 1) 各種文化活動の推進と奨励に関すること
- 2) 文化事業の調査、研究に関すること
- 3) 会員相互の連絡、提携に関すること
- 4) 芸術文化の向上発展に寄与したものの表彰に関すること
- 5) 各種文化活動の支援・助成に関すること
- 6) 文化事業の主催・共催・後援に関すること
- 7) その他前条の目的を達成するために必要なこと

第3章 会員

(会員の種別)

第5条 この会の会員は、次に掲げるとおりとする。

- 1) 個人会員 この会の目的に賛同し、これに協力する個人
- 2) 団体会員 この会の目的に賛同し、これに協力する文化団体
- 3) 賛助会員 この会の目的に賛同し、これに協力する事業所、民間組織等の団体

(入会)

第6条 会員になろうとする者は、別に定める内規にしたがい、入会申込書を会長に提出し、会長の承認を受けなければならない。

(会費)

第7条 この会の会費の額は次の通りとする。

- 1) 個人会費 年額 2,000 円 (1 口) 以上
- 2) 団体会費 年額 5,000 円 (1 口) 以上
- 3) 賛助会費 年額 5,000 円 (1 口) 以上

2 会費は、毎年 6 月末まで、または、入会の際納入するものとし、既納の会費は返還しない。

(異動及び退会)

第8条 会員は、入会時、加入申込書に記載した内容に変更が生じたときは、会長にその旨を届け出なければならない。

2 会員は退会しようとするときは、会長にその旨を届け出なければならない。

3 団体が解散し、又は個人が死亡したときは、退会したものとみなす。

(除名)

第9条 会員が次の各号のいずれかに該当するときは、常任理事会の決議により、これを除名することができる。

1) 会費を滞納したとき

2) この会の規約又は規程に違反したとき

3) この会の名誉を傷つけ、又はこの会の目的に反する行為をしたとき

2 前項第2号又は第3号の規定により会員を除名しようとするときは、当該会員に、その旨をあらかじめ通知するとともに、除名の決議を行う常任理事会において弁明の機会を与えなければならない。

第4章 組織、役員及び職員

(組織)

第10条 この会は文化団体の活動内容によって、文芸、美術工芸、音楽、邦楽、日舞、茶華道、洋舞・その他の部門を置く。

2 部門の新設、廃止は常任理事会において決定する。

(種別及び定数)

第11条 この会に、次の役員を置く。

1) 会長 1名

2) 副会長 3名

3) 事務局長 1名

4) 常任理事 若干名

5) 理事 若干名

6) 監事 2名

7) 委員 加入団体数に応じて別途定める

(選任等)

第12条 役員を選出は次のとおりとする。

1) 委員 団体会員の代表者並びに会員の推挙による個人会員及び賛助会員（一般文化委員と称する。）とする。

2) 理事及び監事は、総会において委員のなかから選出する。

3) 常任理事は、理事会において部門ごとに理事の互選または推薦により定める。

4) 会長、副会長、事務局長は、理事会において理事の互選または推薦により定める。

(名誉会長及び顧問)

第13条 この会は名誉会長及び顧問を置くことができる。

2 名誉会長及び顧問は、常任理事会の決議に基づき、会長が委託することができる。

3 名誉会長及び顧問は、この会の事業、運営等に関して意見を述べるすることができる。

(役員任期)

第14条 役員任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 役員に欠員が生じた場合、役員を補充することができる。この場合において、補欠役員任期は前任者の残任期間とする。

(役員職務)

第15条 会長はこの会を代表し、会務を総括する。

- 2 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。
- 3 常任理事は部門を代表し常任理事会を組織し、第19条第2項に定める事項を審議する。
- 4 理事は理事会を組織し、第18条第2項に定める事項を審議する。
- 5 委員は総会を組織し、第17条第2項各号に定める事項を審議する。
- 6 事務局長は事務局を総括し、会務を処理する。
- 7 監事は次の職務を行う。
 - 1) この会の財産及び会計を監査すること
 - 2) この会の業務執行の状況を監査すること
 - 3) 財産、会計及び業務の執行について、不正の事実を発見したときは、これを総会及び会議に報告すること
 - 4) 前項の報告をするために必要があるときは、総会及び会議の招集を請求し、又はこれらを招集すること

第5章 会議

(会議の種別)

第16条 会議は、総会、理事会、常任理事会、役員会、部門委員会とする。

- 2 会議の議長は、会長をもって充てる。ただし、部門委員会については、常任理事をもって充てる。
- 3 会議は構成員の過半数をもって成立し、委任状の提出のあった場合はこれを出席と認める。
- 4 会議の議事は出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところとする。

(総会)

第17条 総会は会長が招集し、毎年1回開催する。

ただし、臨時総会は必要に応じて会長が招集し、また監事が必要とするとき開催することができる。

- 2 総会は次の事項を決定する。
 - 1) 事業計画及び収支予算に関する事
 - 2) 事業報告及び収支決算に関する事
 - 3) 規約の改廃に関する事
 - 4) その他重要な事項

(理事会)

第18条 理事会は、理事、常任理事、正副会長、監事及び事務局長で構成する。

2 理事会は会長が必要に応じ招集し、役員を選任に関する事項を審議する。

3 理事は常任理事会の作成した原案に基づき意見を述べることができる。

(常任理事会)

第19条 常任理事会は常任理事、正副会長、監事及び事務局長で構成する。

2 常任理事会は会長が必要に応じ招集し、次の事項を審議する。

- 1) 総会において委任されたこと
- 2) 事業計画の立案及び実施に関すること
- 3) この会の助成金に関すること
- 4) この会の運営に関すること
- 5) 総会の決議を要しない会務の執行に関すること

3 常任理事会は、事業計画の立案及び実施について必要があるときは、企画委員会及び実行委員会を設置することができる。この場合において、企画委員会及び実行委員会の委員は会長が選任する。

(役員会)

第20条 役員会は正副会長、監事及び事務局長で構成する。

2 役員会は会長が必要に応じて招集し、次の事項を審議する。

- 1) 常任理事会に付すべき事項
- 2) 文化功労賞、文化奨励賞の選考に関すること
- 3) 文化事業の主催・共催・後援に関すること
- 4) 本会の基本的事項に関すること
- 5) 特に緊急を要する会務の執行に関すること

(部門委員会)

第21条 部門委員会は担当常任理事及び部門に所属する理事、委員で構成する。

2 部門委員会は担当常任理事が招集し、次の事項を審議する。

- 1) 部門の事業計画の立案及び実施に関すること
- 2) その他部門で取り組むことに必要な事項

(友の会の設置)

第22条 常任理事会の決定により個人会員を対象に友の会を設置することができる。

また、個人会員に対してのチケット割引、優先予約等は別途定める。

第6章 資産及び会計

(資産の構成)

第23条 この会の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- 1) 会費及び寄付金品
- 2) 補助金
- 3) 事業に伴う収入
- 4) その他の収入

(資産の管理)

第24条 資産は会長が管理し、この会の経費の支出は事務局長が行い、会議の決議に基づき支出する。

(事業年度)

第25条 この会の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事務局)

第26条 この会の事務を処理するために事務局を置く。

- 2 事務局に事務局長その他の職員を置く。
- 3 職員は会長が任免する。
- 4 事務局の組織及び運営について必要な事項は、常任理事会の決議を経て、会長が定める。

第7章 解散

(解散)

第27条 この会は、総会において、会員の3分の2以上の決議を経たとき解散する。

- 2 この会が解散するときに存在する残余財産は総会の決議を得て、山陽小野田市又はこの会と類似の目的を持つ公的団体に寄付するものとする。

第8章 雑則

(雑則)

第28条 この規約に規定するもののほか、この会の運営に関して必要な事項は、常任理事会の決議を経て、会長が定める。

附 則

(施行日)

1. この規約は、平成17年6月28日から施行する。

(経過措置)

2. 小野田市文化協会及び山陽町文化協会に加入していた会員は、特に退会の申し出がない限り引き続き本会の会員とみなす。

附 則

この規約は、平成18年4月1日から施行する。

この規約は、平成22年5月20日から施行し、平成22年4月1日から適用する。

この規約は、平成23年5月26日から施行する。

この規約は、平成28年5月21日から施行する。ただし、第7条は平成29年4月1日から施行する。